

第 7 回

委員会名 法人化推進委員会

委員長名 L 池田 和司

開催 日時	2020年 2月 7日 金曜日 16 時 00 分 ～ 17 時 30 分					
開催 場所	キャビネット事務局 大会議室					
出席 者	○	伊賀保夫がバナー		L進藤義夫第1副地区がバナー	欠	L中井正力第2副地区がバナー
	○	L 池田 和司 委員長	○	L 中野 克行 副委員長	○	L 山本 康弘 副委員長
	○	L 瀧川 清人 副委員長	○	L 山本 和夫 委員	欠	L 緒方 孝則 委員
	○	L 鳥居 勇 委員	○	L 脇村 孝友 委員	○	L 権藤 理俊 委員
	○	L 高島 誠 委員	○	L 吉田 なつみ 委員	欠	L 横山 荘司 委員
	欠	L 西山 和範 委員	○	L 阿部 清彦 委員	欠	L 家喜 凱雄 委員
	欠	L 有賀 靖典 委員	○	L 伊藤 一美 委員		
	出席オブザーバー					
	○	L 山浦 晟暉	欠	L 田中 貴一	○	L 元田 秀治
	欠	L 吉田 宗一郎	○	L 大石 誠	○	L 竹本 裕美
		L 上野 繁幸	○	L 高木 千明	○	L 梶原 正和
	○	L 屋代 誠一				
	※出欠返信が未着のメンバーは空欄としております。					
	次 第	司会・進行 副委員長 L 山本康弘				
1		開会挨拶	L 山本 康弘			
2		委員長挨拶	L 池田 和司			
		挨拶	330-A地区がバナー 伊賀保夫			
			LCIFエリアリーダー(東日本担当)元地区がバナー・名誉顧問 L 大石 誠			
3		審議				
4		閉会挨拶	L 中野 克行			
		挨拶				
	①	法人化推進委員会委員長 L池田和司				
		建設的な議論をして頂き、内容の検討を宜しくお願いしたい。				
	②	330-A地区がバナー 伊賀保夫				
		委員会の皆様の意見をすべて出して全クラブに投げかけて頂きたい。				
	③	LCIFエリアリーダー(東日本担当)元地区がバナー・名誉顧問 L 大石 誠				
		年次大会まで後3ヶ月となった。最後まで議論を尽くして頂きたい。				
		全員の賛成を得ることは難しいと思うので、時期が来たら決断して頂きたい。				

議 題	審議経過事項の概要
1	<p>委員長報告</p> <p>全クラブに対して法人化の理解を深めたいとの伊賀ガバナーの強い要請で1月15日にクラブ会長会を開催した。Q&Aを元に解説を行い質疑応答では組織規定、役員選定規程やランニングコストの詳しい資料を見せて欲しいとの意見等があった。</p> <p>また、三軒茶屋LCの藤村Lからアメリカではパソコン一台で運営を行っている地区もあり、330-A地区の運営費削減の必要性についての発言があったが、経費節減の為にパソコン一台で運営できるとしたら傾聴に値すると思ひ、藤村Lにシミュレーション作成を依頼した。</p> <p>L上野キャビネット幹事から法人化の案件を年次大会に上程するため第3回キャビネット会議にかけたいとの要請があった。</p>
2	<p>組織規程及び役員候補者規程について</p> <p>阿部Lより資料説明が行われ、以下の審議(要点のみ)があった。</p> <p>L池田: 定款33条の2規則の制定変更廃止は理事会の権限なので法人が出来上がってから組織規定、役員選定規定が承認される。</p> <p>L屋代: 第4節9条に法人運営委員会委員長が入っているのはどうしてなのか。</p> <p>L池田: 法人運営委員会を執行理事に入れた方が運営が円滑と考えたため。</p> <p>L屋代: キャビネットの中にあれば良いのでここに入れる必要があるのか。</p> <p>L高木: 14条は一般社団法人法に抵触するのではないか。</p> <p>330-A地区の決議が法人で承認されない場合はどうするのか。</p> <p>L池田: 有意義な質問だ。キャビネットあつての法人なのでキャビネットの決議を尊重する。また、理論的には600人の年次大会の議決と200人の社員総会の議決が違うことはあり得ると思うが現実的ではないと思う。</p> <p>L高木: 定款15条の社員から社員総会を開いて欲しいという提案権はどうするのか？</p> <p>L池田: キャビネットの専権事項については法人の提案権は却下する。</p> <p>また、反対意見に対しては誠意を持って対応するしかない。</p> <p>L高木: 違う決議を導く可能性があるため、各クラブを社員とするのは問題ではないか？法人設立後は後戻りできないため、しっかり議論すべきだ。</p> <p>L池田: ライオンズはクラブ主体の組織であり、より民主的な法人運営とするための方針だ。</p> <p>L屋代: 法人と任意団体とでは一般社会ではどちらが法的に優先するのか？</p> <p>L竹本: 両者は併存する。</p> <p>L竹本: 330-A地区を法人の賛助会員にするのはどうか。定款に盛り込むべきではないか？</p> <p>また、330-A地区の残余財産を法人に移す件を議案に挙げるべきではないか？</p> <p>上記審議を経て、330-A地区を新法人の賛助社員にすることを定款に盛り込む件。</p> <p>330-A地区の残余財産を法人に移す件を議案に挙げる件は賛成多数で承認された。</p>

議 題	審議経過事項の概要		
	3	「新法人の解説」について	
		第3回キャビネット会議及び年次大会代議員会での配布資料「新法人の解説」について内容を共有した。記載内容の一部更新並びに以下項目を追記することとなった。	
		・330-A地区を賛助社員にする件と330-A地区の残余財産を法人に移す件	
		・法人化のタイムスケジュール	
		4	地区内クラブへのアンケート実施について
			アンケート内容を検討し、2月14日に全クラブにメール発信を目処に調整を進める。
			また、「新法人の解説」、新法人の定款案、組織規定・役員候補者規定案を併せて
			送信する。
	5	次年度委員会日程と開催場所について	
		3月6日(金)16時～ 東京富士カラー 7階会議室	